

令和2年度

# 学校防災管理マニュアル

黒崎小学校

# ⑨地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(児童が在校時の津波を想定)

## 緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より

津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

- ・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童に連絡
- ・大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「その場を動かない」「机の脚を持つ」

## 地震発生(震度5を想定)

- ・大きな揺れがおさまったら、即座に津波に関する情報収集情報をもとに、校長が避難の判断・指示

### STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

## 津波発生

第1波		最大波		一次避難場所	校舎4階
48分	0.2m	64分	6m	二次避難場所	宇佐八幡神社

(里浦海岸)

### STEP 2 避難

- 津波の可能性なし
- ・あらかじめ想定した避難場所へ、即座に全校避難
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、しゃべらない、もどらない」
- ・避難誘導、負傷者運搬等

### STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童の安否確認
- ・負傷者の確認と応急処置

### STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童の不安に対する対処
- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等

### STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・地震・津波発生時の対応について、学校と保護者の間で共通理解を図っておく。
- ・対応決定後、保護者へ連絡する。
- ・大災害の場合、原則保護者に避難場所に来てもらい、引き渡す。  
(大津波警報・津波警報発表時は、原則帰さない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
パソコンメール配信 ホームページ	職員室	教 頭
地区名簿・学級名簿	職員室・校長室	教 頭 安全担当
保健調査用名簿	職員室	養護教諭
ラジオ	職員室 3階廊下 1階廊下	教 頭 3年担任 2年担任
テレビ	職員室・校長室	情報担当
電話	職員室	事務職員
携帯電話	各職員場所	各 職 員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	震度5以上 校舎損壊少ない 津波警報1メートル以上	校舎4階に避難 学校災害対策本部設置場所 4階 家庭科室
C A S E 2	震度5以上 校舎損壊が大きい 津波警報1メートル以上	宇佐八幡神社 学校災害対策本部設置場所 八幡神社
C A S E 3	震度5以上 校舎損壊が大きい 黒崎池崩壊 津波警報1メートル以上	宇佐八幡神社 学校災害対策本部設置場所 八幡神社 学校東側の道路を迂回する → 状況に応じて鳴門病院裏へ

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
児童名簿(地区・学級・緊急連絡簿)	校長室	教 頭
救急用具・タオル・トイレトペーパー	校長室・保健室	養護教諭
拡声器	職員室	教 頭
ラジオ	職員室	事務職員
非常用水(ペットボトル)	4階廊下	教 頭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者( 教 頭 )				
連 絡 先	電 話	FAX	E-mail	備考
消防署	088-685-2009			

鳴門警察署	088-685-0110		
国際警備保障	088-623-5931		
市教育委員会	088-686-8802	088-684-0633	
鳴門病院	088-683-0011		
児童クラブ	088-686-2347		
黒崎幼稚園	088-686-9478		

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
保護者連絡班(各担任・教頭) ・児童生徒の保護者への連絡をとる。 (地区電話・電子メールで連絡) ・事前に津波警報・注意報発表の場合の避難場所2カ所を保護者に周知しておく。 <b>【校舎4階・宇佐八幡神社】</b> (鳴門病院)	☆「津波警報」「大津波警報」発表中は原則として児童は帰さない。 ①児童は全員無事、校舎4階、又は宇佐八幡神社上の広場へ避難し待機中 ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童は待機させる。 (津波が想定される沿岸部の地域の場合) ③解除後、下校させるので迎えに来てください。 ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。 ・児童名簿により確認・記録を行う。
保護者が迎えに来られない児童への対応	・津波警報・注意報が解除になった場合は、校舎2階以上で、教職員が引き渡しが終わるまで管理する。 (解除以前には引き渡さない。) ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。 ・児童名簿により確認・記録を行う。

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者: 校長・教頭	担当者氏名: 教務主任・担任
連絡方法 ・手順	・事前に津波警報・注意報発表の場合の避難場所2カ所を保護者に周知しておく。 <b>【校舎4階・八幡神社】</b> ・メール, NTT災害伝言ダイヤル ・津波警報(解除以前には引き渡さない。) ・校舎の伝言板(児童玄関)に避難場所を記入。
連絡が取れない場合の対応	・津波警報・注意報解除になった場合は、校舎2階以上で、教職員が引き渡しが終わるまで管理する。(解除以前には引き渡さない。) ・校舎が崩壊または危険な状態の場合は、八幡神社・体育館で管理する。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者: 校長・教頭	担当者: 教務主任・担任
(イ)地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法記入内容に沿って行う。	

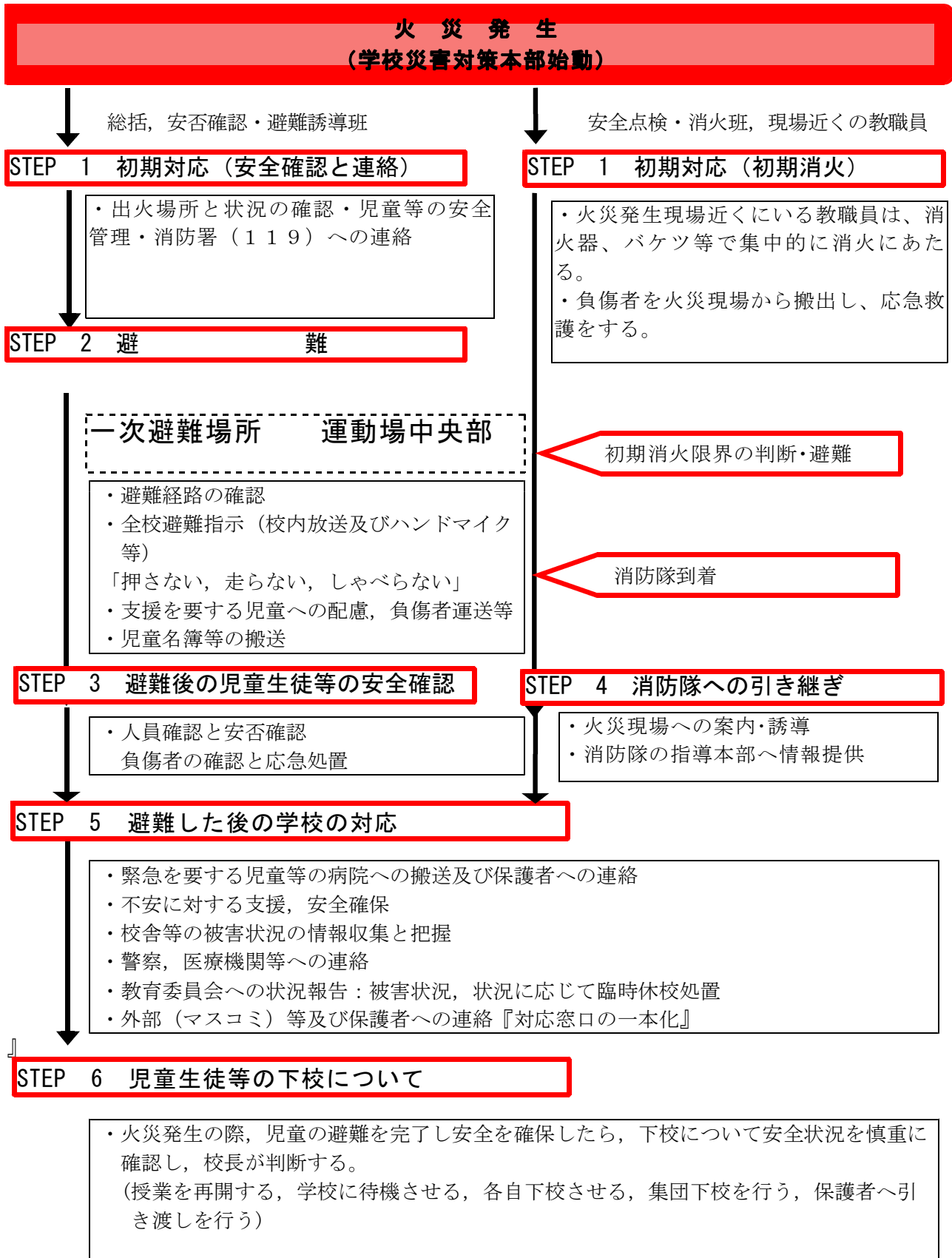
キ 児童が在校時以外の対応

<p>登 下 校 時</p>	<p>事前指導          ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。          ・近くの避難所【八幡神社・学校・避難ビル】へ行くことを保護者・児童へも伝えておく。          対応          ・職員による児童への呼びかけと安全確保の実施          ・職員による児童避難状況の確認</p>
<p>学 校 外 の 諸 活 動 時</p>	<p>事前指導          ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。          ・近くの避難所【八幡神社・学校・避難ビル】へ行くことを保護者・児童へも伝えておく。          ・周辺避難場所を事前把握しておく。          対応          ・引率者による児童の安全確保          ・学校への連絡(可能な時)</p>
<p>在 宅 時</p>	<p>事前指導          ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。          ・近くの避難所【八幡神社・塩釜神社・学校・避難ビルなど家の人と決めている場所】へ行くことを児童に伝えておく。          ・保護者と児童による避難場所の確認をしておく。</p>

※本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条項1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

# ⑩火災 編

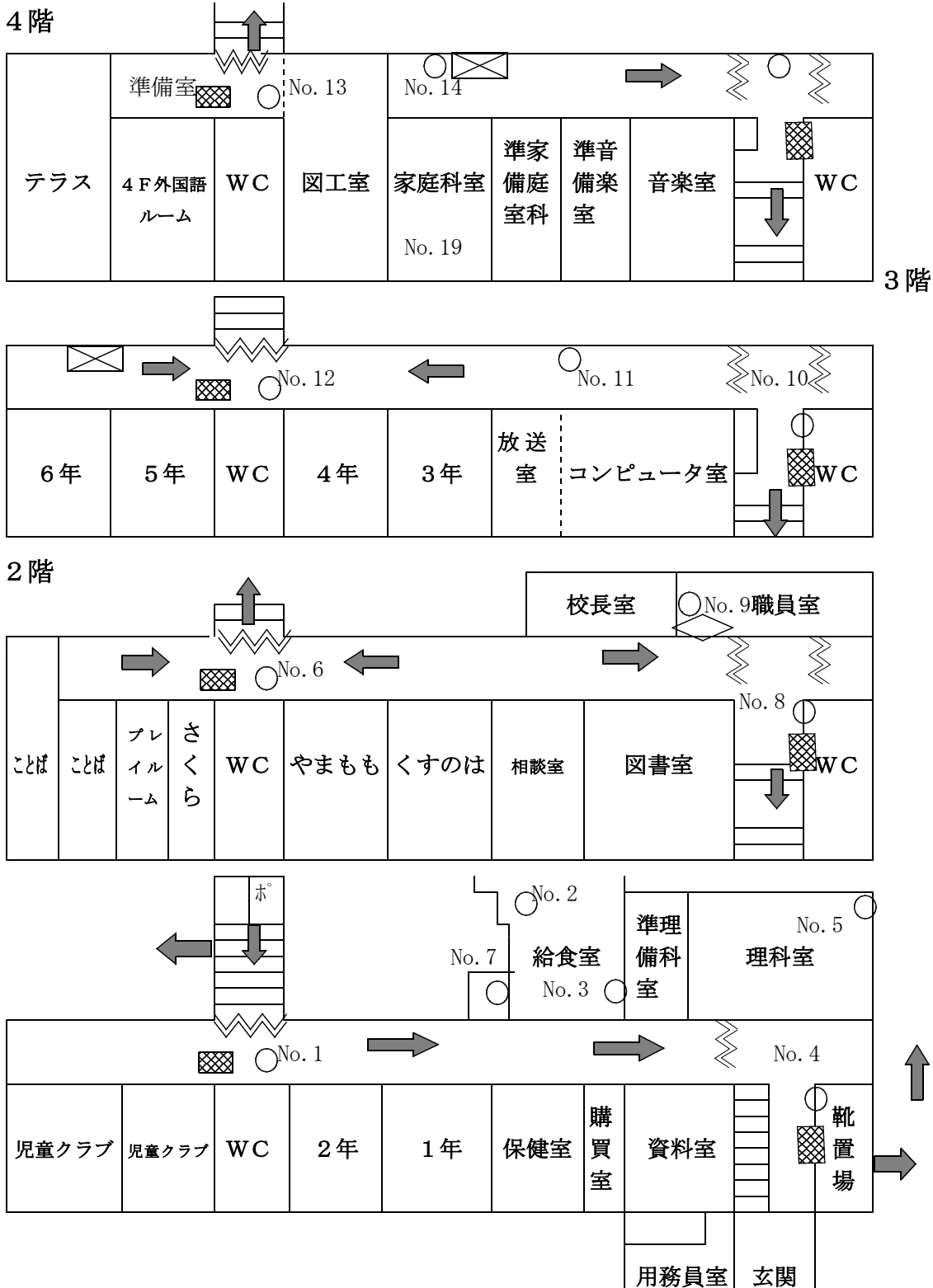
ア 火災発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）

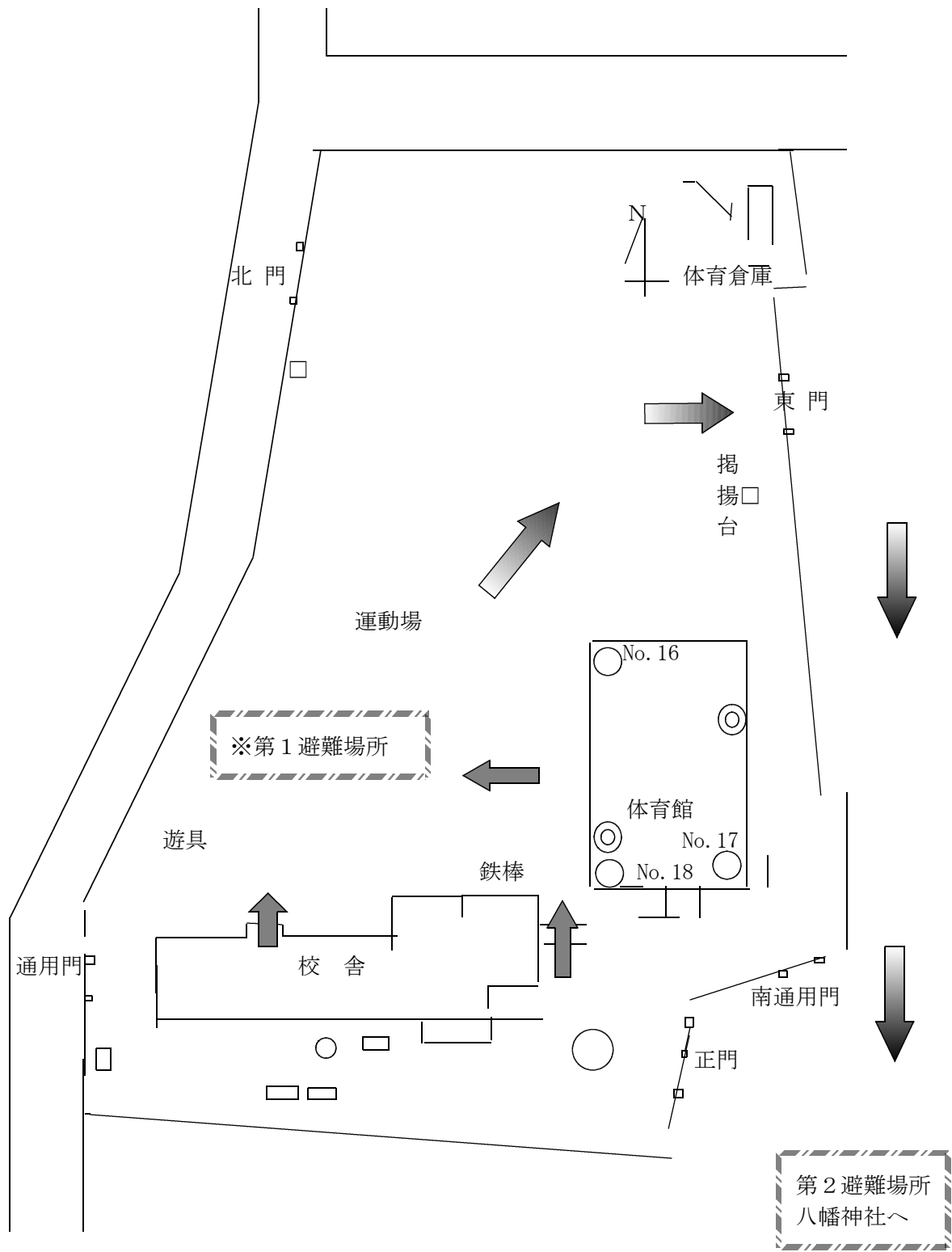


イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

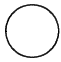

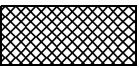

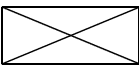
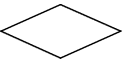
機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
携帯電話	各職員が常に所持しておく	各職員
無線機	職員室 職員室と安全主任・管理職との連絡	教頭
インターホン	各教室と職員室	事務職員

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図（避難場所及びその判断基準）





校内防火機器等配置

	消火器		防火扉
	消火栓 報知器		報知器のみ
	救助袋		火災受信機



	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	校舎内火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所 運動場中央部</li> <li>・避難経路 火災発生場所から離れている階段・出入り口を利用</li> <li>・学校災害対策本部設置場所 体育館・運動場 鎮火後は職員室</li> </ul>
C A S E 2	体育館火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所 運動場中央部</li> <li>・避難経路 火災発生場所から離れている階段・出入り口を利用</li> <li>・学校災害対策本部設置場所 運動場 鎮火後は職員室</li> </ul>
C A S E 3	学校周辺火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所 運動場中央部 校舎内・体育館 (火災発生場所から安全確保を行える場所)</li> <li>・避難経路 火災発生場所から離れている出入り口を利用</li> <li>・学校災害対策本部設置場所 職員室</li> </ul>

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
児童名簿（地区・学級・緊急連絡簿）	校長室	教頭・事務職員
学校関係公簿	校長室	〃 〃
学校関係公簿	校長室耐火金庫	〃 〃

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡先名	連絡先電話番号等	連絡先名	連絡先電話番号等
消防署	088-685-2009	鳴門病院	088-683-0011
鳴門警察署	088-685-0110	児童クラブ	088-686-2347
国際警備保障	088-623-5931	黒崎幼稚園	088-686-9478
市教育委員会	088-686-8802 FAX 088-684-0633		

カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
・通常の下校	・火災鎮火及び児童下校時に危険が及ばない。
・教職員引率による集団下校	・火災の状況により、通行等に危険の予測できる場合であるが、教職員引率で安全確保が図られる。

(イ) 火災が発生した際、児童の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者： 校長・教頭	担当者氏名： 教務主任・安全主任
連絡方法	・保護者用メール
・手順	・電話連絡

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

- ・児童の保護者への連絡をとる。
- ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。
- ・児童名簿により確認・記録を行う。

キ 児童が在校時以外の対応

学校外の活動時

- ・担当職員からの報告により、教頭、校長が指示を出し対応する。
- ・教頭または他職員を派遣し、児童の安全確保を行う。

休日・夜間等

- ・教頭・校長の管理職、教務、安全担当が学校へ集合し、施設の保全管理及び指揮を行う。
- ・必要に応じて校長より他の職員の勤務を命ずる。

(ア) 火災が発生した際、児童の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者： 校長・教頭		担当者氏名： 教務主任・担任	
連絡方法	保護者用メール		
・手順	・電話連絡		
連絡が取れない場合の対応	・連絡がとれるまで教職員による児童管理		

(イ) 児童の保護者への引き渡し方法

- ・児童生徒の保護者への連絡をとる。
- ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。
- ・児童名簿により確認・記録を行う。

# ⑪風水害 編

本項の土砂災害発生時についての内容は、土砂災害防止法第 8 条の 2 にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）

